

経

営

情

報

2023.7.6

No.435

令和5年度税制改正のポイント

本号では、令和5年度（2023年度）税制改正の概要について中小企業経営に関連する項目を中心にご紹介します。なお、スタートアップ・エコシステムに関する税制については、前号（No.434）をご覧ください。

1. 中小企業の設備投資に関する税制改正
2. 事業承継に関する税制改正

【トピックス】仕入先・外注先はインボイス制度に対応していますか？

1. 中小企業の設備投資に関する税制改正

【新設】生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の新設

中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず、設備投資に伴う負担を軽減する、固定資産税の特例措置が新設されました。

中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上（年平均3%以上）を実現するための先端設備等導入計画を策定し、その認定を受けた場合には、固定資産税を最長5年間軽減させる措置が講じられます。

対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下などの税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	認定経営革新等支援機関が確認 投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備
	①機械・装置	160万円以上	
	②測定工具・検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
④建物附属設備	60万円以上		
特例措置	計画中に	内容	
	賃上げ表明（※）なし	3年間、課税標準を1/2に軽減	
	賃上げ表明（※）あり	以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間	
適用期限	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）		

※賃上げ表明とは、雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明するものを指す。

【ポイント】新軽減措置では、年平均の投資利益率が5%以上となる投資計画に記載された設備を対象としています。そのため、市区町村に先端設備等導入計画を申請する前に、当該計画に加え、投資計画についても認定経営革新等支援機関の確認を受ける必要があります。

【延長】 中小企業の設備投資関連税制の延長

物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDX（デジタルトランスフォーメーション）に資する投資等を後押しするため、中小企業経営強化税制と中小企業投資促進税制について、対象設備が一部見直された上で、適用期限が2年間延長（令和6年度末まで）されました。

①中小企業経営強化税制：即時償却及び最大10%の税額控除				
類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が年平均1%以上向上	工業会等	中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に記載された、以下の設備投資 ・機械装置 (160万円以上) ・工具 (30万円以上) ※1 ・器具備品 (30万円以上) ・建物附属設備 (60万円以上) ・ソフトウェア (70万円以上) ※2	・生産等設備を構成するもの ※3 ・国内への投資であること ・中古資産、貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率が年平均5%以上のパッケージ投資	経済産業局		
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかを可能にする設備			
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備			

②中小企業投資促進税制：特別償却（30%）または ※4 税額控除（7%）	
対象者	対象設備
・ 中小企業者等 ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主	・ 機械装置（1台160万円以上） ・ 測定工具、検査工具（1台120万円以上、1台30万以上かつ複数合計120万円以上） ・ 一定のソフトウェア（70万円以上（複数合計も可）） ※5 ・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）

- ※1 A類型の場合、測定工具または検査工具に限る。
 ※2 A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能および分析・指示機能を有するものに限る。
 ※3 【令和5年度改正】対象設備から、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。
 ※4 税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。
 ※5 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。

【見直し・延長】 DX投資促進税制の見直し及び延長

DX推進において課題であるデジタル人材の育成・確保に取り組むとともに、成長性の高い海外市場の獲得を含めた売上上昇につながる「攻め」のデジタル投資に踏み切ることを後押しするため、要件が追加された上で、DX投資促進税制の適用期限が2年間延長（令和6年度末まで）されました。

認定要件	D デジタル要件	① データ連携（他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること） ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保、デジタル人材の育成・確保） ←追加要件
	X 企業変革要件	① 全社レベルでの売上上昇が見込まれる ←追加要件 ② 成長性の高い海外市場の獲得を図ること ③ 全社の意思決定に基づくもの（取締役会等の決議文書添付等）
対象資産	・ソフトウェア ・繰延資産（クラウドシステムへの移行に係る初期費用等） ・機械装置、器具備品（上記のソフトウェア、繰延資産と連携して使用するものに限る。）	
税制措置	・税額控除3%（グループ外の他法人ともデータ連携する場合は5%）もしくは特別償却30%	
投資額下限	・国内の売上高比0.1%以上	
投資額上限	・300億円（上回る場合は300億円まで）	

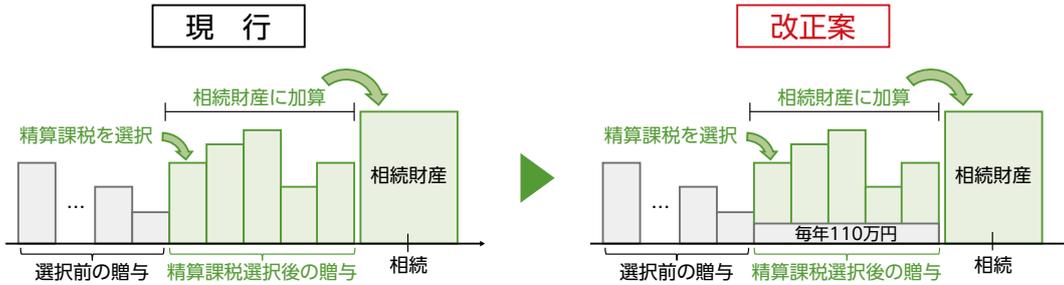
【ポイント】 中小企業では、中小企業経営強化税制や中小企業投資促進税制の対象にならない繰延資産（クラウドシステム導入時の初期費用）等について特別償却又は税額控除を適用したい場合に、当該制度の適用を検討することが想定されます。

2. 事業承継に関する税制改正

【見直し】 暦年課税と相続時精算課税制度の見直し

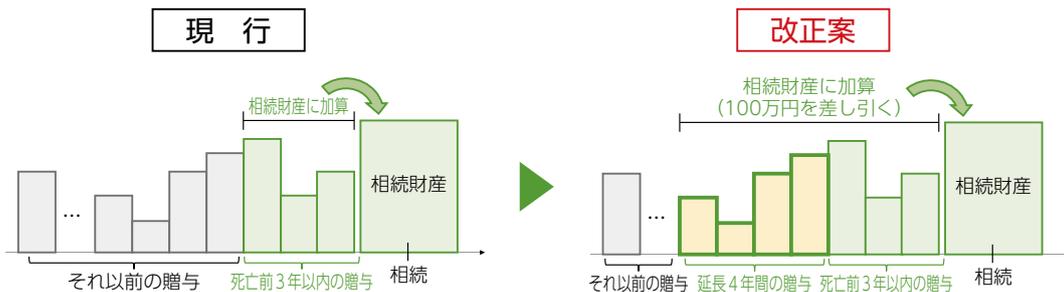
資産の移転時期に係わらず（贈与による移転なのか、相続による移転なのかに係わらず）、その税負担に大きな差が生じない、贈与税・相続税の制度の構築に向けた検討がなされました。

【1】 相続時精算課税制度の利便性向上



変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置） ・土地、建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算
-----	--

【2】 暦年課税制度における生前贈与の加算期間の見直し



変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・加算期間を3年間から7年間に延長 ・延長4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しない
-----	--

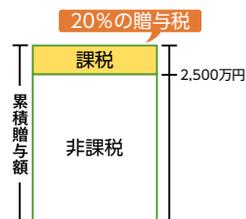
相続時精算課税制度とは

①原則として60歳以上の父母・祖父母から、18歳以上の子・孫に対し、財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度です。②累積贈与額2,500万円までは非課税とし、2,500万円を超えた部分に一律20%を乗じて贈与税額を算出します。③相続時精算課税制度を選択した者に係る相続税額は、贈与者の死亡時に、累積贈与額を相続財産に加算して計算した相続税額から、④納付済みの贈与税額を控除して算出（控除しきれない場合は還付）。なお、相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の価額とされています。

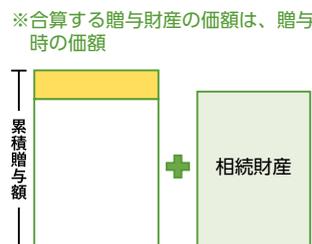
ポイント1



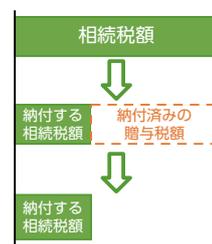
ポイント2



ポイント3



ポイント4



【トピックス】仕入先・外注先はインボイス制度に対応していますか？

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

買手（課税事業者）は仕入税額控除の適用を受けるために、インボイスの保存等が必要となりますが、**売手が免税事業者である場合には、インボイスの交付を受けることができないため、仕入税額控除の適用を受けることができません。**

令和5年度の税制改正には、免税事業者からインボイス発行事業者になった方向への改正も含まれています。詳しくは国税庁HPをご参照ください。

(参考) 国税庁インボイス制度

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)



<令和5年度のインボイス制度に関する税制改正>

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方については、納付額を売上税額の2割に軽減する措置が創設されます。

対象者	インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者
対象期間	令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

【計算イメージ】

	売上	仕入（控除）	納税額
通常の 計算方法	売上100万円 (税10万円)	仕入20万円 (税2万円)	8万円
		みなし仕入50万円 (税5万円)	5万円
選択可能	OR		
特例の 計算方法	売上100万円 (税10万円)	売上税額の2割に軽減	2万円

(出典・参照)

令和5年度（2023年度）経済産業関係 税制改正について（経済産業省）

(https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf)

令和5年度税制改正（財務省）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei23_pdf/zeisei23_all.pdf)

消費税 インボイス制度に関する改正について（国税庁）

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf>)

(公認会計士・税理士 有田 賢臣)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。公庫HP上では、経営情報やその他の公庫刊行物のバックナンバー（一部未掲載号有り）を閲覧いただけます（右記二次元コードからアクセス可能です）。



発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>